○外務省告示第七十三号

令和六年六月十一日に東京で署名された航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定について、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、令和八年二月二十四日にルクセンブルクで行われた。よって、同協定は、その第二十二条の規定に従い、令和八年三月二十六日に効力を生ずる。

令和八年二月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○厚生労働省告示第五十八号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき、令和八年度の献血の推進に関する計画を次のように策定したので、同条第四項において準用する同法第九条第五項の規定により告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度の献血の推進に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき定める令和八年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）に基づくものである。

第一　令和八年度に献血により確保すべき血液の目標量

令和八年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤五十二万リットル、血漿製剤二十六万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。

さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和八年度には、全血採血による百三十四万リットル及び成分採血による九十万リットル（血漿成分採血六十万リットル及び血小板成分採血三十万リットル）の計二百二十四万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第二　献血に関する普及啓発その他の第一の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和六年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和八年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

一　献血推進の実施体制と役割

国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。

都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

二　献血推進のための施策

1　普及啓発活動の実施

ア　国民全般を対象とした普及啓発

(ア)　全国的なキャンペーン等の実施

国、都道府県及び採血事業者は、七月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、鳥取県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、ＳＮＳを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。

国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ)　企業等における献血への取組の推進

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。

採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。

企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ)　複数回献血の推進

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。

採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血Ｗｅｂ会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては「イ　若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ　若年層を対象とした普及啓発

(ア)　普及啓発資材の作成

国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスター、動画を作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。